2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市東祖谷大西七七、二五〇、二六〇の四、東祖谷奥ノ井五八、一〇九の一、一一〇の二、東祖谷釜ケ谷八、二一七の一、二一七の二、東祖谷菅生一六五の二、一六五の三、一八三の六、東祖谷釣井一六七の一から一六七の三まで、西祖谷山村徳善一四六の一、一四六の二、一五〇の一、一五〇の二、西祖谷山村南山九四の三、九九の一、一〇〇、井川町大後一三八八の一から一三八八の三まで、井川町黒松九一四、九一七の一、九一七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町太刀野字小太刀ノ一九三一の一から一九三一の四まで、一九三一の三二から一九三一の三四まで、一九三二の一、一九三二の二、山城町上名字ヲヲサカイ二二四二の一、二二四二の二、二二四五、二二五〇の二、字ジロウゴウチ二二一八の三、二二一九の一、山城町下名字上込一〇五六、池田町西山木屋床二七一二の五、立谷二四八一、二四八六の一、二四八七の一、二四八八の一、二四八八の三、二四八九、古野二三七二の一、二三七三の一、二三七三の二、二三七四、二三八一の一から二三八一の三まで、西祖谷山村尾井ノ内三六七の四、三六七の一一、三六九の二、三七〇、西祖谷山村上吾橋一〇、二四の二、二四の三、三二、五二、五三、五四の三、五五の四、五八、五八の二、西祖谷山村下吾橋五九、西祖谷山村下名一三四の二、西祖谷山村下名一三四から一三七まで、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六七、西祖谷山村善徳六四の一、六四の三、六四の四、六四の六から六四の八まで、六四の一〇から六四の一二まで、一六二の二、一六八の二、西祖谷山村戸ノ谷二二九の一、二二九の三、二三〇の二、西祖谷山村東山九二、九三、九八、一〇〇、一〇七、一〇八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヲヲサカイ二二四五・二二五〇の二・字ジロウゴウチ二二一八の三・二二一九の一・字上込一〇五六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、木屋床二七一二の五、立谷二四八一、二四八六の一、二四八七の一、二四八八の一、二四八八の三、二四八九、西祖谷山村尾井ノ内三六七の四、三六七の一一、三六九の二、三七〇、西祖谷山村上吾橋一〇、二四の二、二四の三、三一、五二、五三、五四の三、五五の四、五八、五八の二、西祖谷山村下吾橋五九、西祖谷山村下名一三四から一三七まで、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六七、西祖谷山村戸ノ谷二二九の一、二二九の三、二三〇の二、西祖谷山村東山九二、九三、九八、一〇〇、一〇七、一〇八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町太刀野山字大屋敷八六六、四八七六の三、字奥一〇四四、四七二〇、字川又三九九四の二、字蝉谷四二五四の一、四二五八の一、四三二五の一、四三二五の七、四三二六の三、字谷五六〇九の三、五六一九の三、字土釜三一八〇、三一八四、五八三八、字西明神四一七九の一、字東浦五七八九の一、三野町勢力字内田池一一五五、字漆谷一二二二の二、三野町加茂野宮字西滝奥一九〇一の一、一九〇一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市東祖谷奥ノ井八五の八、東祖谷落合六二一の三、東祖谷久保六八九の一、六九四の三、東祖谷西山四二三の一、東祖谷元井三九九、東祖谷和田六八の二、井川町井坪三二四二の一、井川町坐王二一七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県阿波市阿波町大久保一六の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備